

令和5年12月8日

○小野寺慎一郎委員

公明党の小野寺です。よろしくお願いいたします。

先行会派からもありましたけれども、私からも、L Pガス物価高騰対応支援金について、何点かお伺いしてまいりたいと思います。

これ、674 事業者に御協力を頂いたというお話でしたけれども、県内のL Pガスの販売事業者というのは、どのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○工業保安担当課長

県内でL Pガスを販売している事業者につきましても、県境をまたいで販売するケースもありますので、正確な数が把握できておりません。そのため、推計値となりますが、営業所ベースで770 程度と見込んでおります。

○小野寺慎一郎委員

770 程度、そのうち674 の事業者の方に御協力いただいたということですが、上半期の事業では、それら販売事業者の皆さんに対して、事業の実施についてどのような周知を行ったのか、お伺いしたいと思います。

○工業保安担当課長

まず、公益社団法人神奈川県L Pガス協会に協力を頂きまして、会員事業者に対する周知と、事業参加に対する積極的な働きかけを行っていただいております。また、協会に参加していない県内の販売事業者には、個別で郵送で周知を行っております。さらに、県外の事業者に対しましては、隣接都県のL Pガス協会に対しまして、会員への周知を依頼するとともに、本県に隣接する市町村内に営業所を有する販売事業者に対して、把握できる範囲ではありますが、個別に郵送で周知を行っております。

○小野寺慎一郎委員

そうして周知をされたんですけども、先ほど来の御答弁の中で、なかなか事務が煩雑ということもあって、御協力を頂けなかった事業者の方もいるということで、今後また、下半期の事業を展開していくわけですが、できるだけ多くの販売事業者の方にこの事業に参加をしていただくために、これまでいろいろお答えをいただいていた上半期の様々な課題、これに対して、下半期では具体的にどういう支援スキームの見直しをやっていくのか、そこを教えてください。

○工業保安担当課長

本県で、特に上半期の事業に参加いただけなかった事業者に聞き取りを行っております。実は、本県では一月当たり380 円、4月から9月までの6か月分の合計で最大2,280 円の値引きを、9月に一括して行うという事業者が多く見られておりました。ただ、本県では、値引きに当たっては、例えば、転居により7月に契約し、上半期のうち3か月間しかL Pガスを使用していなかった世帯に対しては、3か月分の1,140 円しか値引きを行えないという仕組みとしておりまして、そのため、販売事業者は、各世帯の契約実態等に応じて、世帯ごとに値引きの合計額をそれぞれ設定する必要がございました。

下半期では、本県よりもシンプルな支援スキームを採用しておりました、ほかの自治体の事例を参考にしまして、消費者ごとにそれぞれ値引きの最大額を設定する方式をやめて、全世帯ごとに、3か月ごとに一律1,140円を値引きしていただくスキームに変更することを考えております。また、実績報告書の様式につきましても、よりシンプルで分かりやすい方向に変えていく方向で準備を進めております。

○小野寺慎一郎委員

分かりました。値引きのやり方を、一律に値引きをしていくということで、よりシンプルにするということと、あと実績報告書、これも先ほど来ていましたけれども、これを分かりやすいものにしていくということで、そうした支援スキーム、これ、一部見直されるということなんですけれども、これについても、こういうふうにはスキームが変わったんだという、変えるんだということ、事業者の方々に十分に周知する必要があるんだろうというふうに思います。

また、これ、上半期にいろんなことでその事業に踏み出せなかった、参加をされなかった事業者の方々に対しても、改めて周知をする必要があると思うんですが、その辺りの御所見を伺いたいと思います。

○工業保安担当課長

委員御指摘のとおり、支援スキームを変えたことによる混乱が生じないように、適切に対応する必要があると考えております。そのため、今回の補正予算、お認めいただいた際には、上半期事業との変更点を分かりやすくまとめたリーフレットなどを作成して、周知を図っていきたいと考えております。

また、下半期事業の実施に当たりましては、上半期と同様にLPガス協会を通じた周知や、協会に加入していない事業者への個別周知を行い、上半期事業に参加いただけなかった事業者にも、改めて事業への参加を呼びかけていきたいと思っております。

○小野寺慎一郎委員

上半期の様々な教訓を生かしてということでありました。これ、物価高騰から県民生活を守る施策でありますので、こうした負担軽減の施策は、県民の方の隅々まで行き渡るように、及ぶように、これからもしっかりと取り組んでいただきたいというふうにお願いたします。

そして次は、災害ボランティアの支援についてお伺いをしたいと思います。

災害ボランティア支援については、本会議でも、こちらにいらっしゃる自民党の方が一般質問で取り上げられていました。災害ボランティアセンターのICT化といいますか、そういうことも今、時代が求めているんだと言われますけれども、私としては、災害救援ボランティアですね、これをくらし安全防災局として、どういう形で支援をされているのか、そこをちょっとお伺いをしたいと思いますというふうに思います。

まず、災害救援ボランティアについて、神奈川県はどのようなふうに関わっているのか、そこを確認させてください。

○危機管理防災課長

災害救援ボランティアの県の関わりでございますが、事前対策として、災害救援ボランティア受入れ体制の整備、ネットワークづくりの推進、人材の育成

と活用などといった事業に取り組んでおります。また、発災後には、災害対策本部の設置に合わせて、県災害救援ボランティア支援センターを設置し、被災市町村に設置される災害ボランティアセンターの運営支援を行うとともに、災害救援ボランティアに関わる情報の収集や発信も行います。

○小野寺慎一郎委員

様々な、県庁の中でも、災害救援ボランティアに対しては、いろいろな部局がいろんな形でその業務を分担しているというふうに思うんですけども、災害救援ボランティア支援センターですね、この設置については政策局が取り組むということを知っています。くらし安全防災局での取組について、どんなものがあるのでしょうか。

○危機管理防災課長

災害救援ボランティア支援センターの設置の関係について、くらし安全防災局の取組ですが、くらし安全防災局では、災害救援ボランティアの活動体制の整備のために、市町村地域防災力強化事業費補助金により、市町村が行う地域防災力の充実強化事業や地域の防災人材育成事業などに財政支援を行っております。令和4年度は、訓練用資機材の購入費用や研修の実施に係る諸経費などに補助をしております。

また、くらし安全防災局で事業を実施しておりますビッグレスキューかながわでは、政策局のほか、県の社会福祉協議会、県共同募金会、神奈川災害ボランティアネットワークの4者で、災害救援ボランティア支援センターの設置に伴う情報伝達訓練を実施しております。

○小野寺慎一郎委員

県内で大きな災害が起きたときに、それが局地的な被害であれば、まずは、県内の災害救援ボランティアの方々がそこに来ていただいて対応していただくということが想定されるわけですが、災害救援ボランティアという共助の担い手となる地域の防災人材の育成について、このくらし安全防災局ではどのような取組をされているのか、お伺いいたします。

○危機管理防災課長

県では毎年、災害救援ボランティア推進委員会が実施する災害救援ボランティア講座に職員が講師として参加し、災害対策などについて講義を行うなどの共助の推進に取り組んでおります。

また、県総合防災センターでは、地域の活動をリードする人材を育成するために、自主防災組織リーダー等を対象にした研修を行っております。この研修は、防災に関する知識・技術を習得していただき、地域における防災意識の向上、防災行動力の強化を図る目的で実施しており、令和4年度は同研修を合計25回実施し、423人に御参加いただいたところでございます。

○小野寺慎一郎委員

分かりました。

先ほど、災害救援ボランティア支援センターの設置は、政策局が担うということをおっしゃったわけですが、先ほど言われたように、災害救援ボランティアに対しては、県庁内の複数の部署が関わっているということではありますが、その役割分担について、どういう形になっているのか確認をさせていただきます。

○危機管理防災課長

発災時の、県の災害救援ボランティア支援センターの設置及びその後の対応は、かながわ県民活動サポートセンターを有する政策局が実施をいたします。災害救援ボランティア受入れ体制の整備などの事前対策については、政策局を中心に、くらし安全防災局を含めた関係局が連携して取り組んでいるという状況になります。

○小野寺慎一郎委員

災害対応だからといって、全てくらし安全防災局が見ていることになったら、本当に皆さんが、これは手に負えない話なので、部局横断的かというと、それぞれの部局が、県内の複数の部署が、県庁内の複数の部署がそれぞれの役割を果たしていくということは理解いたしました。

ただ、そのときに重要になってくるのが、連携が本当にスムーズに行くのかどうかというところがあるかと思うんですね。当然、いわゆる県の災害対策本部を統制するくらし安全防災局ですから、そこは中心となるというふうに思うんですが、くらし安全防災局を含む複数の部署が、どのようにスムーズに連携をして、この災害救援ボランティアの支援に取り組んでいくのか、そこを改めて伺いたいと思うんですが。

○危機管理防災課長

くらし安全防災局でも、例えば、くらし安全防災局で実施しているビッグレスキューかながわで、神奈川県災害救援ボランティア支援センターの設置の情報伝達訓練を政策局と協働してやるなど、実際に、万一の事態に備えた取組を進めているところでございます。また、政策局のほか様々な部局、災害支援ボランティアの内容によっては、福祉子どもみらい局等も関わってくるかと思いますが、そういうものに対しても、ほかの事業になりますけれども、災害復興くらし応援・みんなのネットワークかながわという団体と協働で、広域大規模災害に備えた平常時からの行政、社協、NPO等の連携体制構築といった事業を進めてきました。

そのような取組を通じて、部局とも連携を進めて、災害ボランティア、万一の際は設置して、うまく運用ができるように努めていきたいと思っています。

○小野寺慎一郎委員

私もこれまで、幾つかの地震災害の後に、災害救援ボランティアセンター、その市町村が開設をしているところにお伺いをしましたけれども、本当に大変な状況だということがひしひしと伝わってきました。そういった中で、県の役割というのは大きいんだというふうに思っています。県内の災害救援ボランティアの、まずニーズをしっかりと把握をして、広域的に迅速かつ的確に差配をしていくという必要があると思います。これには、やはり県の災害対策本部を構成するくらし安全防災局、あるいはボランティア支援センターを設置して様々な活動を行う政策局等、関係する部署がそれぞれの役割に応じて連携・協力をしていくことが大変重要であるというふうに思っています。引き続き庁内の体制を維持、強化しながら、国や市町村、関係団体などと連携・協力して、災害ボランティアの支援を進めていただくことを要望いたしまして、次の質問に移ります。

最後の質問ですが、これ、先行会派でも議論がありましたけれども、犯罪被害者等支援の充実についてお伺いをしたいと思います。

貸付金から見舞金に経済支援の制度が変わっていくということは理解をいたしました。知事から、私どもでも代表質問で西村君が、犯罪被害者等支援の充実について触れているんですけども、知事の御答弁の中で、見舞金制度の導入に際して、転居支援、引っ越しですね、転居支援に関しては被害者や有識者の検討委員会などで、見舞金制度の導入では知事から話があったわけけれども、転居支援に関してはどういう議論がありましたか、その、検討委員会などで。

○犯罪被害者支援担当課長

施策検討委員会の中では、犯罪被害者である有識者の意見としまして、性犯罪の場合、住居に侵入されてとか住居地で被害を受けて、そこに住み続けることが難しい場合が多くある、引っ越しの転居費用もそうだが、精神的にダメージを受けてしまって、引っ越し業者や転居先を探すのも難しい、転居に関する経済的支援をお願いしたいとの意見、要望が出されていました。

○小野寺慎一郎委員

私どもも、そうした当事者の大変つらい思い、要望を受けておりましたので、ぜひそこは、しっかりと取組を進めていただきたいと思うんですが、次に、かならんにおける証拠採取等についてお伺いをいたしますが、これ、医療機関を拡充する上での課題はどういうふうに認識されていますか。

○犯罪被害者支援担当課長

証拠採取等を行うためには、医療機関の強い意欲と医療体制の確保が不可欠です。一方で、生命を守るための医療等と一線を画す、被害者からの証拠採取等は、医療機関にとって医療従事者や関係する診療科全ての共通認識を得ることが難しく、高いハードルがあると言えるかと思います。

○小野寺慎一郎委員

できるだけ多くの医療機関に御協力いただきたいと思うんですけども、当然、そうした医療機関も増えていけば、採取した検体の保管あるいは管理、こうしたことが問題になってくると思うんですね。それはどのように行っているんでしょうか。

○犯罪被害者支援担当課長

採取した検体の保管につきましては、警察に届け出た後も、裁判の証拠としての使用に耐え得る価値を保持することが必要でございます。一方で、証拠採取を行う病院ごとに長期間検体の保管を行うことは、病院側の負担も大きい上に、それぞれの病院が厳格に管理をできているか等の確認の負担も大きくなります。このようなことから、証拠品の保管に習熟している県警察に相談をしながら、採取した検体を1箇所保管できるような仕組みを現在、検討しております。

○小野寺慎一郎委員

ぜひその検討を進めていっていただきたいと思います。

次に、湘南鎌倉総合病院に、性暴力対応看護師ですね、SANE、これを養成しているというふうに承知をしているんですが、今の質疑で、医療機関を拡

大していったときに、SANEと呼ばれる性暴力対応看護師さん、この充実も必要だろうというふうに思います。その養成については、今後どのように進めていかれるのか、そこをお伺いします。

○犯罪被害者支援担当課長

現在、県では、湘南鎌倉総合病院での証拠採取等に従事していただくSANEにつきましては、県費で養成を行っております。性暴力に特化した教育を受けているSANEの要請は、証拠採取等を実施する場合の必須要件とはしておりませんが、被害者に寄り添った対応、それから証拠採取等の方法についての知識を有するSANEの存在は、被害者の二次被害を防ぐ上でも重要となっております。また、医療従事者の人材育成として、SANEの養成講座が有効であることから、新たに証拠採取等の実施の検討をお願いする病院にも声をかけさせていただき、引き続き養成をしていきたいと考えております。

○小野寺慎一郎委員

この講座を受けるためにもそれなりの費用はかかりますし、そこを県がしっかりやっていたら本当に感謝いたしますけれども、また、ふだんから忙しい看護師の方を、そうした講座に参加をさせる、していただくということも、大変、医療機関側での負担にもなりますけれども、そこはしっかり県としてフォローしていただければというふうに思います。

次に、タレント事務所の性加害問題が明らかになってきましたけれども、男性に対する性被害もごさいます。先日もNHKのあさイチという朝の番組で、1時間近くも特集をしていました。男性に対する証拠採取、これについても必要だと思うんですけども、これは何か対策は採られているのでしょうか。

○犯罪被害者支援担当課長

県では、かならないで年齢、性別を問わず相談をお受けするとともに、性犯罪、性暴力による男性やLGBTの被害者のための相談ダイヤルを別に設置しております。現在までのところ、男性の証拠採取等に至るような事案は生じておりませんが、今後、男性からの証拠採取等を行うに当たっては、泌尿器科や肛門科等の医療機関の協力が必要となることから、今後、それらの医療機関との連携についても強化してまいりたいと考えております。

○小野寺慎一郎委員

性暴力の被害を訴え出るといのは、女性にとっても厳しいものですが、本当に男性にとっても、女性以上になかなか抵抗感が強いんだという話を聞いたことがありますので、そこに対する対応をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、これ、病院側もお医者さんが足りない、特に女性の場合、産婦人科の先生も少ないということも聞いておりますし、なかなか体制を拡充するということには難しい面もあると思うんですけども、今後どのように進めていかれるのか、そこをお伺ひしたいと思ひます。

○犯罪被害者支援担当課長

証拠採取等を行う病院の拡充には、医療従事者と病院の協力が不可欠です。現在、県では、神奈川県産科婦人科医会と性犯罪被害者への支援における連携・協力に関する協定を結びまして、県内の65医療機関と連携を図っており、犯罪

被害者への理解が比較的高いこれらの医療機関に、まずは働きかけを進めていきたいと考えております。

一方で、証拠採取等を進めるに当たっては、医師への負担を可能な限り軽減できるよう、例えば、医師の少ない曜日や都合の悪い日は、その病院では証拠採取等を行わないなど、病院側の状況に十分に配慮することも大切です。それぞれの病院の状況を丁寧に伺いながら、まずは可能な範囲で証拠採取等に取り組んでいけるよう進めていきたいと考えております。

○小野寺慎一郎委員

それでは最後、要望を申し上げたいと思います。

これまでいろいろ議論があった見舞金制度ですね、そして証拠採取等、これについては、詳細については今後、検討を進めていく必要があると思います。見舞金制度については、市町村との調整が必要ですし、あるいは今、御答弁いただいた証拠採取等については、医療機関との調整が必要になってくるということでもありますので、この調整に当たっては、課題もいろいろと出てくると思うんですが、どちらも被害者、そして御家族のニーズに沿うものになるように、しっかりと進めていただくことを要望して、私の質問を終わります。